



嬉野市 文化振興 基本計画

平成28年3月

嬉野市

【表紙写真】

上：両岩の小浮立（嬉野町）

下：五町田面浮立（塩田町）

市野市
文化振興
基本計画

市長あいさつ



嬉野市は、平成18年1月1日に旧塩田町・旧嬉野町の合併により新しく誕生し、本年で市制10周年という節目の年を迎えました。合併以来、これまでの2町が引き継いだその素晴らしい歴史と伝統を生かしながら、それぞれの分野の発展のため市政の推進をしてまいりました。

平成26年3月には『嬉野市総合計画（後期基本計画）』を策定し、今後戦略的かつ機能的に運用できる新しいまちづくりを行うこととしております。この中でこれからの文化・芸術活動の推進も掲げており、平成26年9月には、文化活動の拠点となる社会文化会館「リバティ」が開館し、文化ホールでの各種の音楽・芸能等の開催により、多くの皆様方に文化・芸術にふれあいお楽しみいただいております。

このような中、今回策定しました嬉野市文化振興基本計画は、嬉野市の次の世代を創る若い皆さんと共に、その素晴らしい歴史、伝統を守りつつ新たな文化を取り入れ融合していく、文化の光かがやく嬉野市のまちづくりを行っていくための要となるものです。

今後は、この計画をより実効性あるものにするために、文化振興の各施策を積極的に展開し、将来に夢や希望を持てる、魅力あふれる嬉野市を市民の皆様とともに創生していきたいと考えています。今後とも市民の皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、これまで熱心にご審議を重ねていただきました嬉野市文化振興審議会の委員の皆様、そして、アンケート調査の中で貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

嬉野市長 谷口 太一郎

目 次

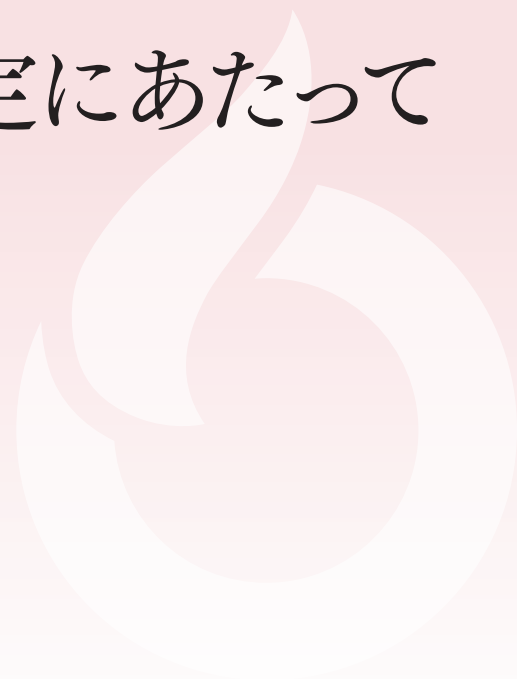
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の経緯と意義	2
2 本計画が対象とする文化の領域	3
3 計画の目的	4
4 計画の推進体制	4
5 計画の期間	4
6 市の関連計画との位置づけ	5
第2章 嬉野市の文化の現状と課題	7
1 嬉野市の文化の土壌	8
2 文化振興にあたっての現状と課題	9
第3章 文化振興の基本的な考え方	19
1 基本理念	21
2 施策の体系	21
第4章 文化振興施策の基本方針	25
1 市民の文化活動の活性化	26
2 地域文化の継承・担い手の育成	28
3 子どもたちの文化創造活動の拡充	30
4 市民が文化芸術にふれる機会の充実	32
5 文化資源を活かした地域魅力の創造・発信	34
6 文化振興のための仕組み・連携の強化	36
資料編	
1 嬉野市文化振興審議会設置条例	41
2 嬉野市文化振興審議会名簿	42
3 策定経過	43
4 嬉野市の主な文化資源	44
5 関連法規等	48
6 アンケート調査概要	62



納戸料の百年桜（嬉野町）

第1章

計画策定にあたって



1

計画策定の経緯と意義

平成13年、国において文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術を創造し享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであること、また文化芸術振興施策の総合的推進や国並びに地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。これに基づき平成14年には「文化芸術に関する基本的な方針」によって文化振興の方向性が示され、その後、平成19年には「第2次基本方針」、平成23年には「第3次基本方針」、平成27年5月には「第4次基本方針」が示されました。これにより、文化芸術の活用は経済活動や国際協力にも大きな影響を与えるものであり、また地域の特色に応じた優れた取り組みを展開することで、地方創生の起爆剤として期待できるという位置づけがより明確になってきています。

嬉野市には、先人たちが大切にし、伝え残してくれた多くの文化遺産があります。本市に根付く芸術・文化に親しむ風土を引き継ぎ、さらに大きく育てることは、市民が自分たちの住むまちに対する誇りを持って、自らがまちの新しい魅力づくりにかかわるようにしていくことでもあります。

また、文化に関する取り組みが活発化することは、観光や産業など地域経済への波及など総合的な地域活性化や、そのまちに移り住みたいという動機にもつながります。

本市では、文化活動の拠点施設として平成26年度に開館した嬉野市社会文化会館「リバティ」（以下「リバティ」という。）の開館をきっかけに市内の文化活動の活性化を目指しており、『嬉野市総合計画後期基本計画』では「市民文化芸術活動推進プロジェクト」を戦略プロジェクトと位置づけ推進しています。そのプロセスでは行政だけでなく、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者などが連携して生まれた新しい出会い・交流がまた新たな取り組みにつながるという循環を活性化させていく必要があります。

文化・芸術が持つ力を今後のまちづくりに活かしていくためには、指針となる計画が必要とされています。またその計画は、具体的戦略をもった長期的な計画であることが重要です。

そのため、文化振興に関する施策の方向性を示すものとして、「嬉野市文化振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2

本計画が対象とする文化の領域

「文化」とは有形無形にかかわらず、人の営みによって作りだされ、その社会において概ね共有され蓄積されるものとして、人の生活にかかわるもの全てを指します。すなわち、日々の暮らしやライフスタイル（生活文化）から、自然・風土やまちの姿（都市文化）に至るまでの幅広い概念となります。

本計画の具体的な施策については、文化・芸術を効果的に振興するため、「文化芸術振興基本法」第8条から第14条に例示された分野を主な対象とします。

また、文化芸術活動とは、これら対象となる分野の「鑑賞」「創作」「演奏・実技」を行っていることや、そうした活動について「学ぶ・教える」「体験する」「活動を支える」などを指します。

本計画における文化の範囲

芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 その他の芸術

メディア芸術

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能

生活文化

茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽

囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等

有形及び無形の文化財並びその保存技術

地域における文化芸術

各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能、文化的景観

注）平成13年12月施行「文化芸術振興基本法」第8条～第14条、第28条などにあげられた文化芸術の類型より

3

計画の目的

本計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化芸術振興基本法の基本理念に則り、市民・団体・企業等と行政が、協働により文化の振興を図るための指針としての役割を担うものです。

文化振興施策を長期的な視点で、総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

4

計画の推進体制

本計画の推進にあたり、市民の自主的な活動を支えるため、人材育成や助成支援等を行う仕組みの構築や交流の場の整備、活動に対する支援等、市民が主体的な文化振興にかかわることができる基盤づくりを進めていきます。

市民においては、行政や関係機関等多様な団体との連携を図りながら、主体的な活動が必要になります。

5

計画の期間

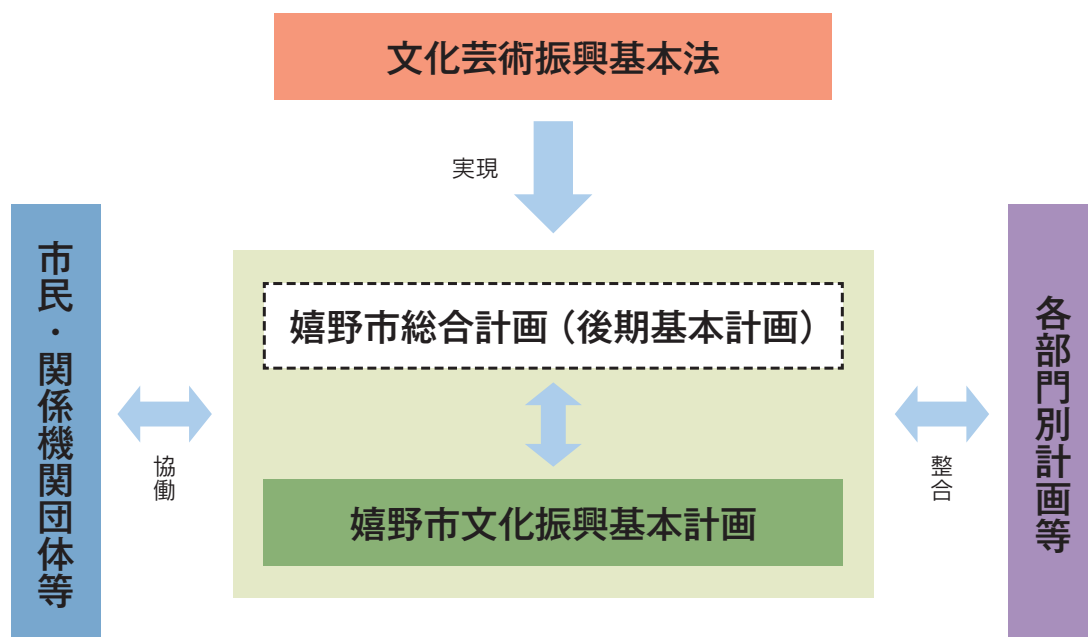
本計画は、市内外のさまざまな文化振興の取り組みが相互に関連性を強め、相乗効果を発揮することができるよう、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10年間の長期の計画とします。

また、関連計画や策定状況や文化を取り巻く社会情勢の変化に応じて、より効果的な施策を展開していくため、必要に応じて見直しを行うものとします。

6

市の関連計画との位置づけ

本計画の策定にあたっては、嬉野市総合計画及び市の関連計画との整合性に留意するとともに、その推進にあたって各計画との連携を図ります。





千室神社のクスノキ（嬉野町）



旧美野分教場（塩田町）

第2章

嬉野市の文化の 現状と課題

1

嬉野市の文化の土壌

地域の文化芸術はそれぞれの土地特有の自然環境や歴史の中で育まれてきたものであり、地域の文化振興を図るにはまずその土地の特性を知ることが基盤となります。

本市は、肥前小富士の別名を有する唐泉山など特色ある山々、市の中心部を流れる有明海に注ぐ塩田川、8世紀頃に書かれた肥前風土記にも記されるほどの歴史ある嬉野温泉といった恵まれた自然資源に囲まれています。また、国指定では天然記念物の大チャノキや重要伝統的建造物群保存地区の塩田津、重要文化財の西岡家住宅、永寿寺の不動明王・二童子像、史跡の不動山窯跡など、その他にも県及び市指定の多くの文化遺産があります。これらの文化財やまちに伝わる伝統芸能などは先人たちが私たちに伝え残してくれた大切な資産として、後世へ保存継承していく必要があります。

このような豊かな自然、町並みなどふるさとの歴史や文化のすばらしさ、また、お茶や焼き物などの特産品を対外的に発信していくことはもちろんですが、市民自らがその良さを再認識することで、豊かな文化資源を活用したまちづくりにつなげることが期待されます。

本市では伝統芸能や文化財の保護を目的とした活動をはじめ、市民の手によるさまざまな文化活動が盛んとなっています。また、「リバティ」を活用した活動も広がっており、市民の文化振興に対する関心は高まってきています。

平成26年3月には『嬉野市総合計画（後期基本計画）』を策定し、この中で、文化振興に関しては市民が文化芸術への興味をさらに深め、心の潤いのある生活を送ることができるよう、文化活動の活発化を図ることとしております。

このため、「豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち」の実現を目指し、活動拠点である文化施設を最大限活用した本格的な市民芸術活動の実施、市民だけでなく観光客も対象とした文化芸術イベントの開催、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の支援など、嬉野市の新しいまちづくりを牽引していくべき戦略的プロジェクトを掲げています。

2

文化振興にあたっての現状と課題

課題1 市民の文化活動の活性化に向けた環境整備が必要である

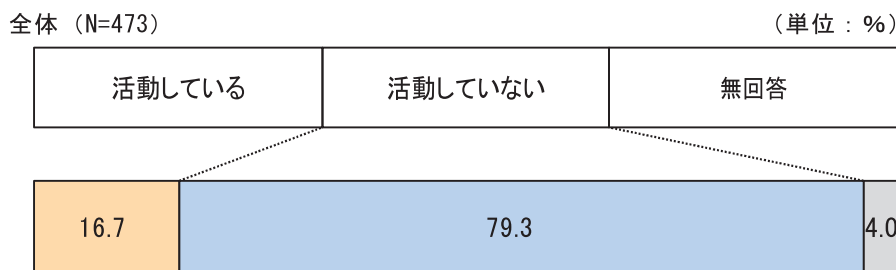
市民アンケートの結果によると、本市で日頃継続的な文化・芸術活動を行っている人の割合は全体の1割台の16.7%と決して高くはありません。市内文化団体では会員の高齢化などにより、文化祭などへの参加機会、出品作品も減少しており、今後人材不足が心配されます。

市民が行う文化活動の促進については、広く市民に関連情報が行き届いていないことも課題としてあげられます。市民に対する積極的な働きかけや文化活動に気軽に参加できるきっかけづくりも重要です。

市内におけるさまざまなジャンルの文化活動を活性化するためには、活動場所として利用されている公共施設等をより利用しやすくする仕組みづくりや、地域コミュニティ・文化団体同士など関係者が協力し合うための体制づくりが重要となります。

●一般市民アンケートより

「日頃、継続的な文化・芸術活動を行っていますか」



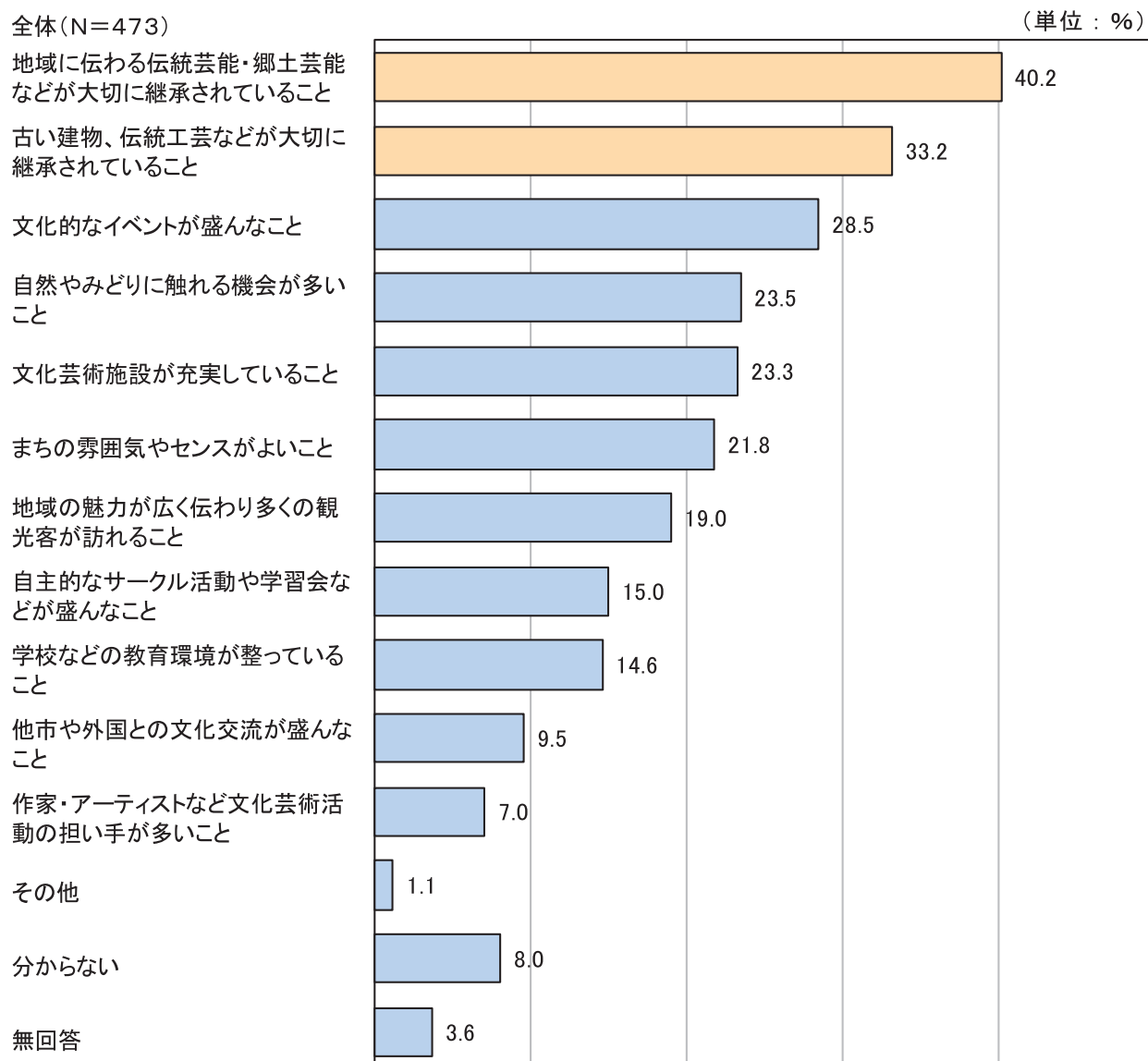
課題2 嬉野市独自の文化の保存・継承に向けて、担い手となる人材不足が懸念される

市民アンケートでは、「文化的な環境」という言葉の持つイメージとして、「地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などが大切に継承されていること」と、「古い建物、伝統工芸などが大切に継承されていること」を多くの方があげています。その一方で、一部を除いて市内歴史的文化財の認知度が低い傾向にあり、啓発活動により文化財への理解を深めてもらうことや、市内外に向けての情報発信が課題となっています。

少子高齢化による伝統芸能などの継承者不足も懸念されています。伝統芸能の担い手の育成は技術の継承に時間を要し、学ぶ側と教える側双方の情熱が不可欠であることから、子どもや若者が文化財について学んだり伝統芸能にふれる機会の充実と、関係機関の協力及び継続的な支援が必要です。

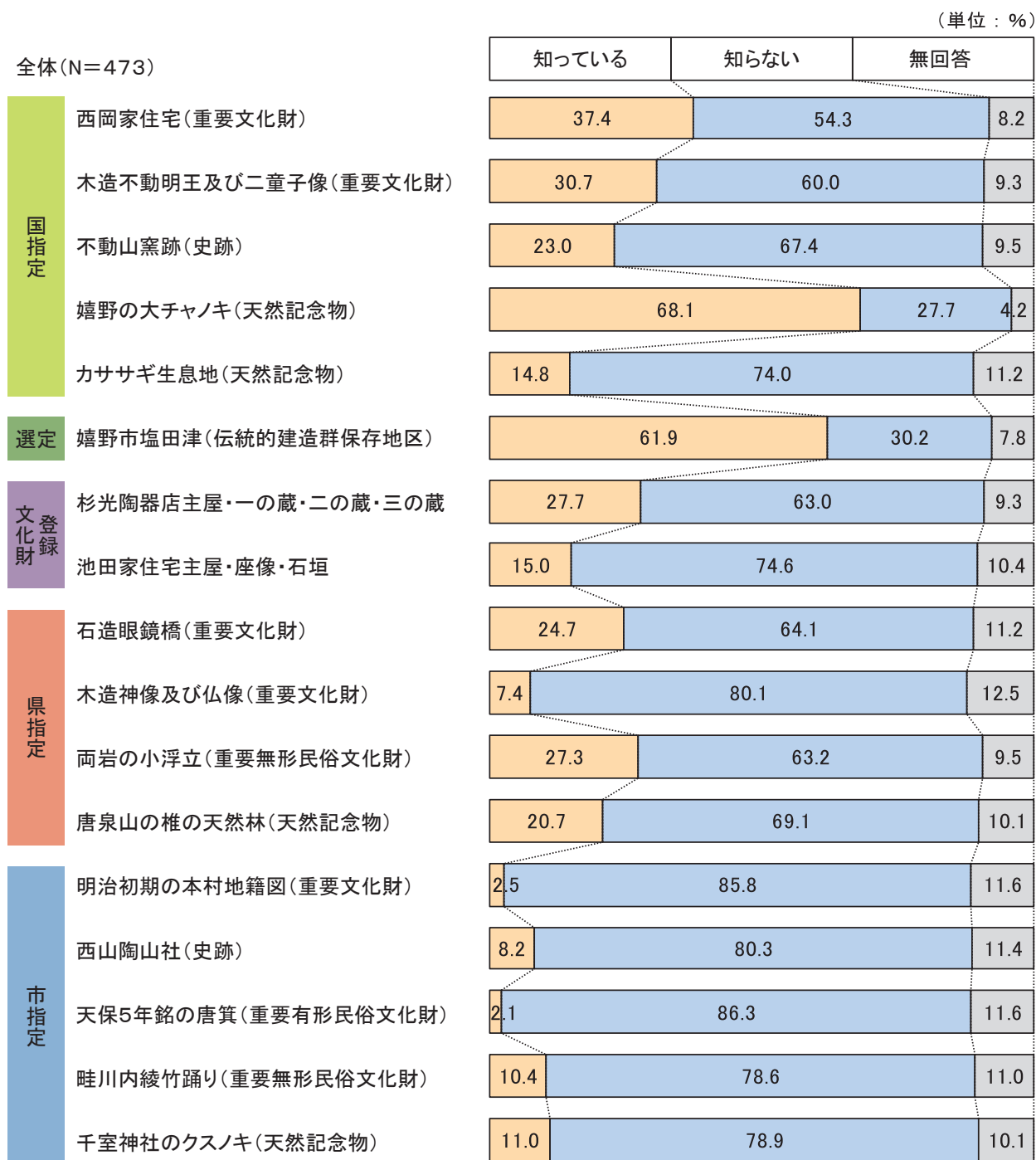
●一般市民アンケートより

「『文化的な環境』という言葉に対してどのようなイメージを持っていますか」



●一般市民アンケートより

「市内にある次の文化財を知っていますか」



課題3 子どもたちが豊かな文化創造活動ができるような連携や働きかけが必要である

小中学生へのアンケートでは、嬉野市が「文化が盛んなまち」になるために、特に大切だと思うことは、「歴史のある古い建物や町並みを保存してきれいにすること」という意見が最も多くなっています。また、「市民が中心になって観光客や外国人と交流するイベントを行うこと」が2番目に多くなりました。

しかしながら、一般市民と同様、小中学生の地元の文化財への認知度も低く、地域の良さが子どもたちに十分に伝わっていないことから、本市ならではの文化資源を活用し学校・家庭・地域が一体となった「ふるさと教育」に取り組むことが重要です。

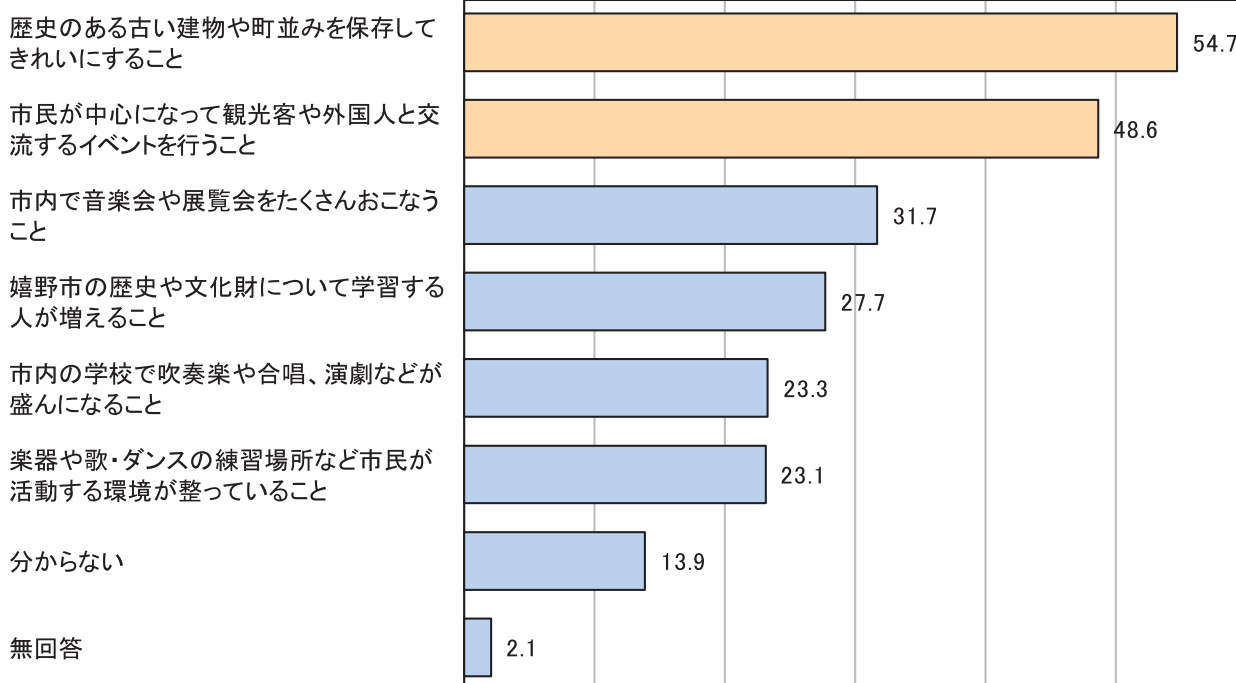
また、本市の文化資源を活かした市民が中心となった交流イベントの開催など、自分たちも楽しく誇りに思えるまちづくりに向けて、親と子、地域の人たちが一緒になって活動していくことが求められます。

●小中学生アンケートより

「嬉野市が『文化が盛んなまち』になるために、特に大切だと思うこと」

全体（N=1,246）

（単位：％）

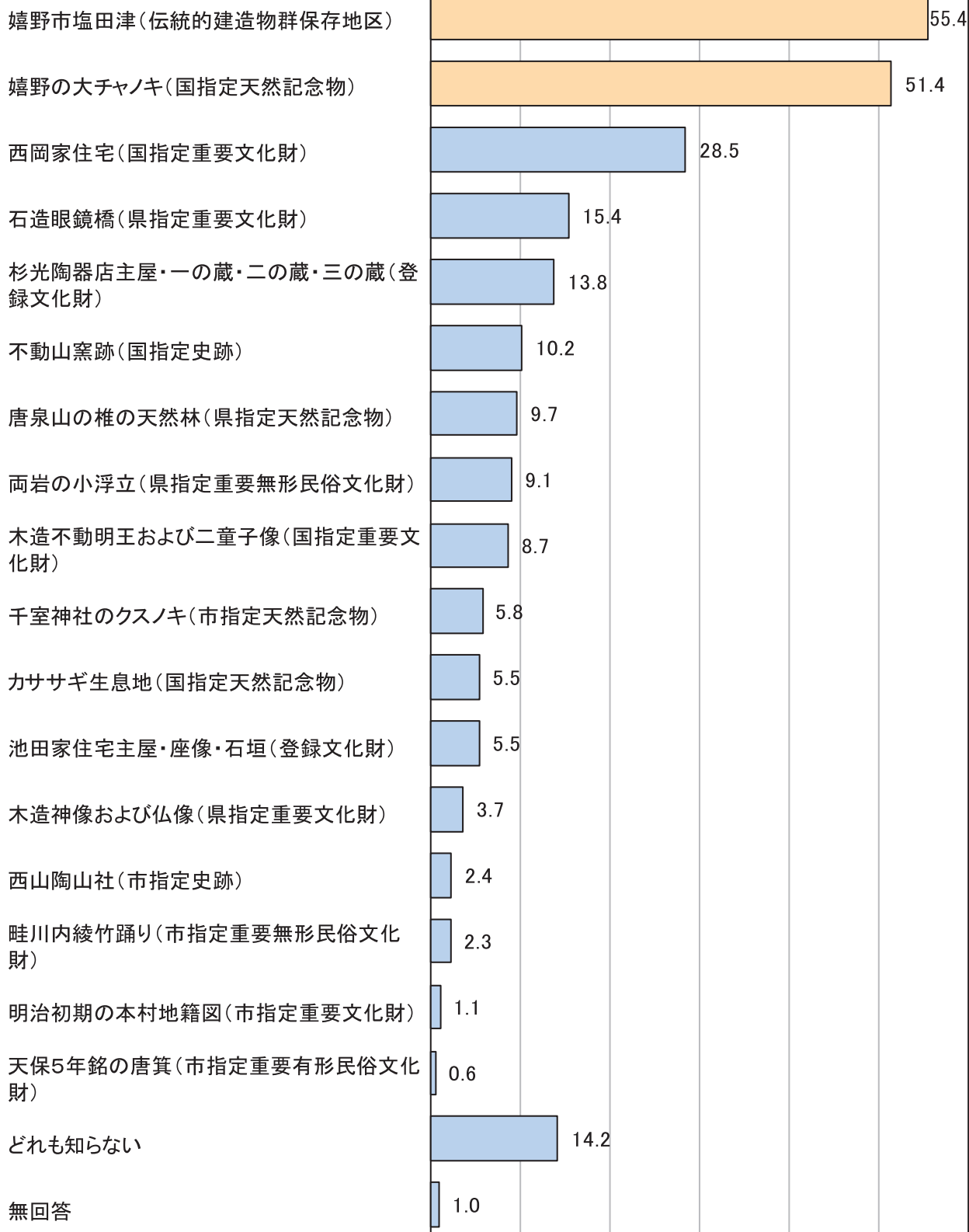


●小中学生アンケートより

「市内の文化財を知っていますか」

全体 (N=1,246)

(単位：%)



課題4 市民が文化芸術にふれる機会が十分とはいえない

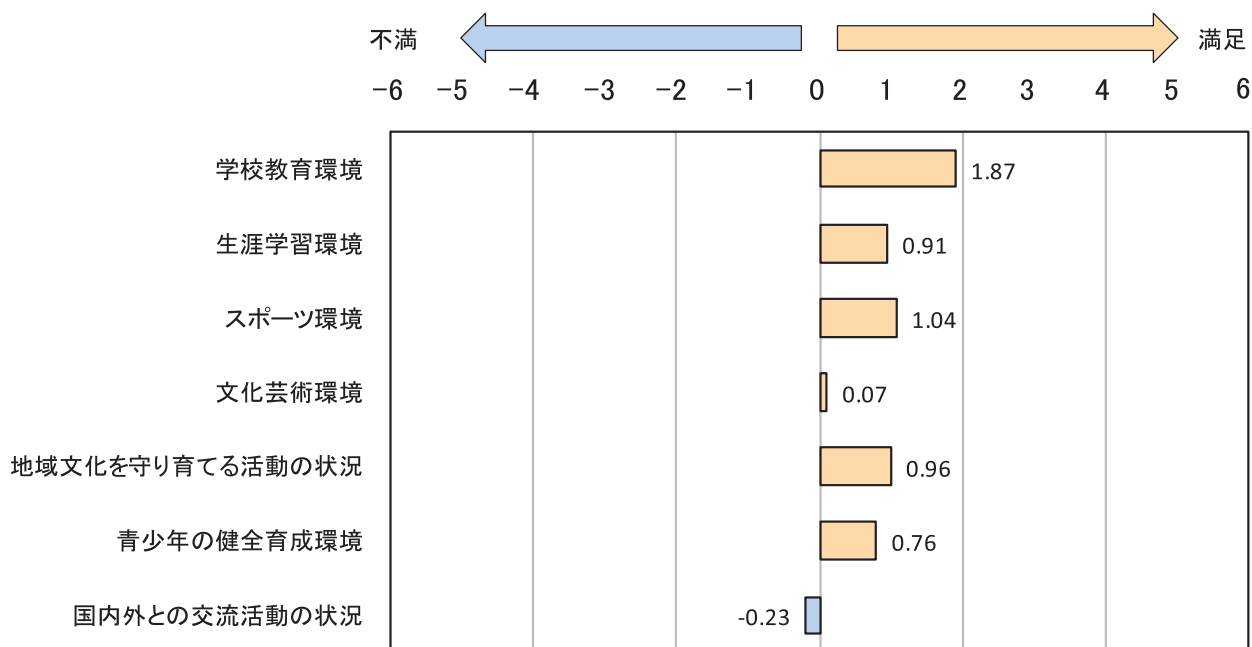
まちの現状についての満足度に関する市民アンケートでは、教育・文化の分野において、文化芸術環境に対する満足度はスポーツ環境や生涯学習環境などと比べて低くなっています。

また、今後参加したいと思う文化・芸術活動については、「一流の文化・芸術公演の鑑賞」という意見が最も多くなっていますが、全体では文化活動への参加意向がない市民も多く、文化芸術にふれる機会や場が少ないことがうかがえます。

今後、さらなる高齢化が進んでいくなか、生きがいづくりとしての文化活動の役割はますます重要になります。そういった観点も踏まえ、文化芸術に興味があっても、日頃接する機会が少ない市民、あるいは文化施設などに足を運べない市民に対しても、市内各所での鑑賞機会や学び・交流の場づくりなどきめ細かい環境整備を進め、参加・参画などのさまざまな機会を提供し、「観る文化」「創る文化」の楽しさをより多くの市民に知ってもらう取り組みが必要です。

●平成26年嬉野市総合計画後期基本計画「まちの現状についての満足度」より

※満足、不満それぞれの回答の割合を指標化したもの（プラスの値が大きい方が、市民全体の満足度が高い）

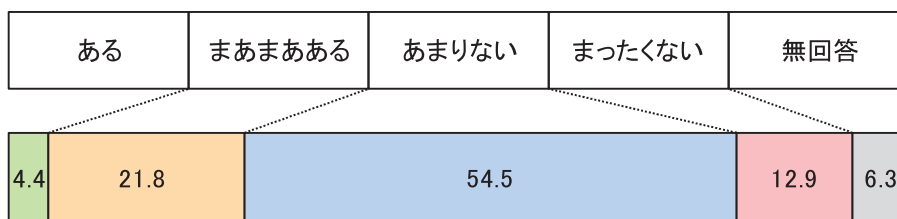


●一般市民アンケートより

「市内において文化・芸術活動などを学んだり、参加したりする機会がどの程度あるか」

全体(N=473)

(単位：%)

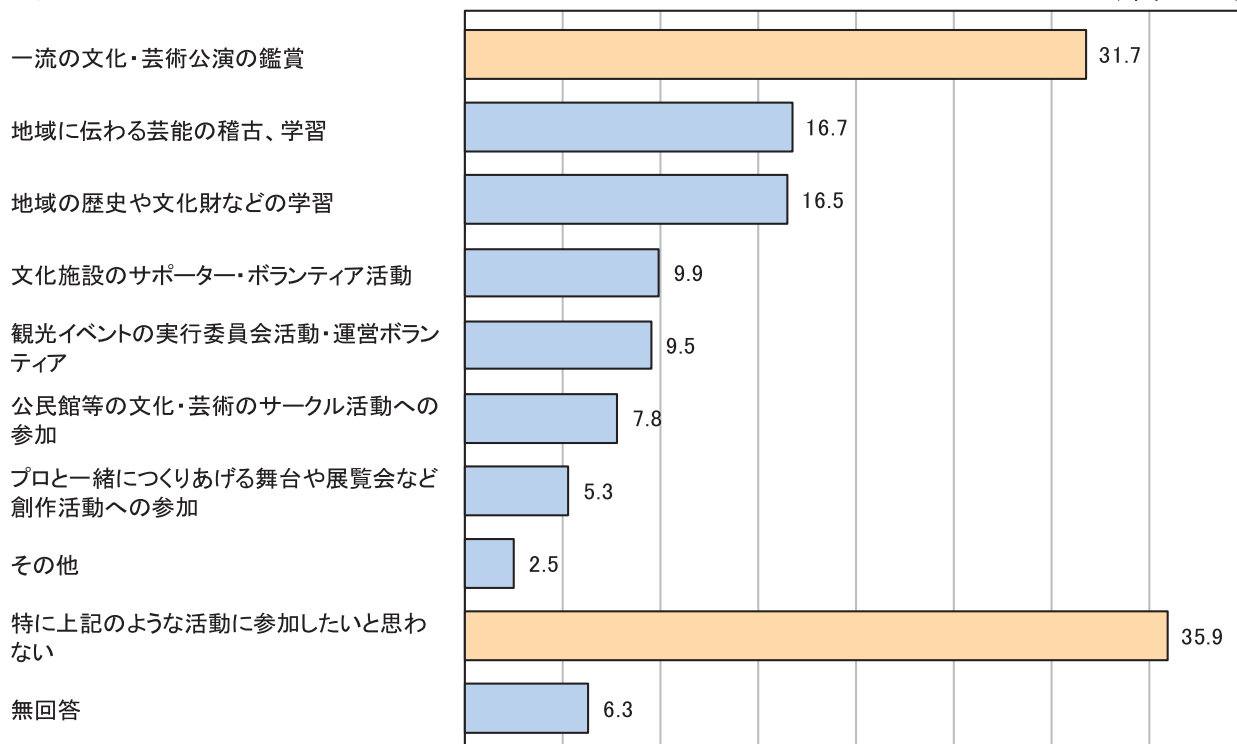


●一般市民アンケートより

「今後参加したいと思う文化・芸術活動」

全体(N=473)

(単位：%)



課題5 嬉野市の魅力である文化資源をまちづくりに十分に活かす ことができていない

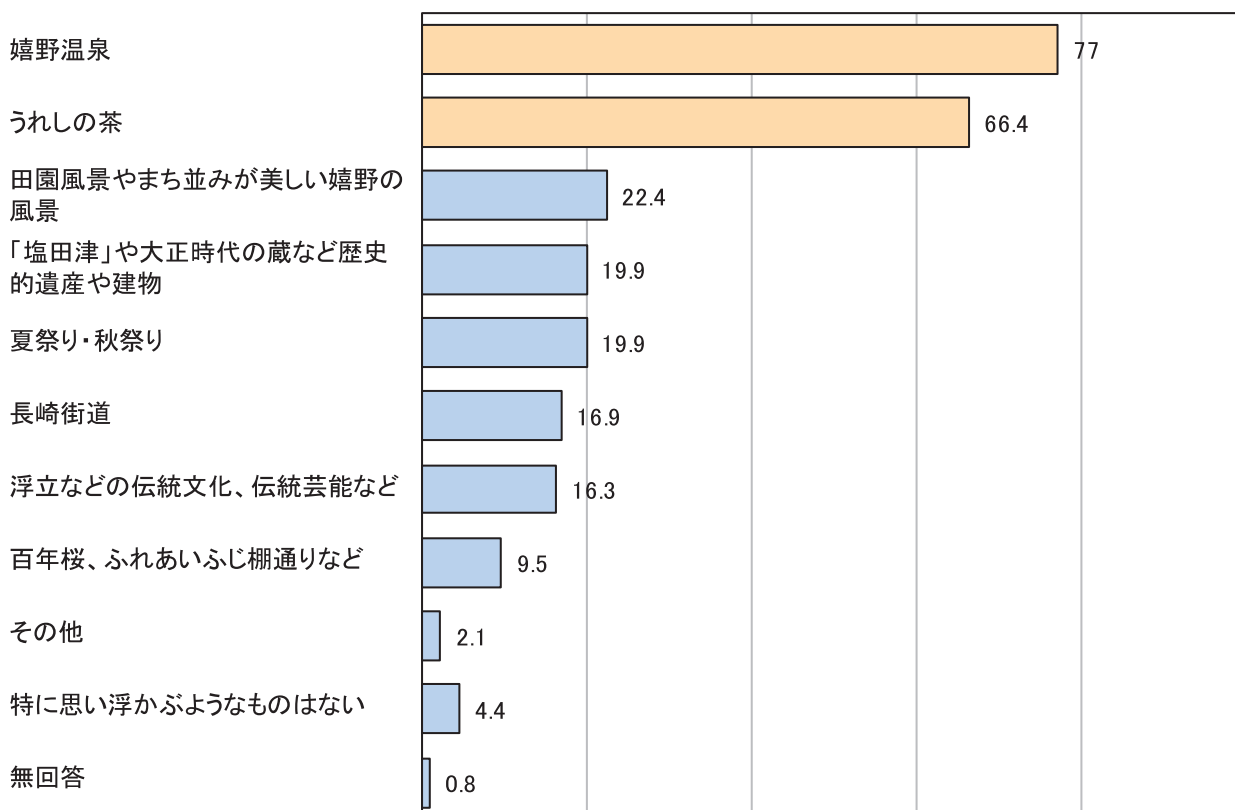
本市には、温泉などの豊かな自然、お茶や焼き物などの特産品のほか、歴史的文化財や伝統行事・芸能、町並みのほか、多くの文化資源に恵まれています。しかしながら、温泉やお茶は本市のイメージ・シンボルとして定着しているものの、そのほか多くの文化財をはじめとした地域資源については、市民の間でも認知率が高くないのが現状です。

市民アンケートでも、本市の文化・芸術分野の活動を活発にするために必要だということとして、「四季折々の観光イベントを充実させる」という意見が最も多くなっており、県内有数の観光地である本市ならではの取り組みが必要です。豊富な文化資源を市民自らが再確認し、観光・産業などの分野と連携し、対外的に広く発信するなど、本市の新たな魅力を創造し、観光のまちづくりに活かしていくことが求められます。

●一般市民アンケートより 「嬉野市のイメージ・シンボル」

全体(N=473)

(単位：%)



●一般市民アンケートより

「嬉野市の文化・芸術分野の活動を活発にするために必要だと思うこと」

全体(N=473)

(単位：%)

四季折々の観光イベントを充実させる

35.3

質の高い文化・芸術を鑑賞・体験する機会を充実させる

32.3

地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などを記録保存し後継者を育成

30.4

文化・芸術活動を通じて子どもたちを育む環境を整える

28.8

古い建物や伝統工芸など文化資源を継承・保存する

24.9

バリアフリーなど、だれもが文化施設を利用しやすい環境を整える

23.3

地域の文化的な良さを広く情報発信する

19.5

文化芸術施設など文化・芸術の活動場所を充実させる

14.2

市外の作家・アーティスト等が滞在し創作活動ができるようにする

11.0

他市や外国との文化交流に力を入れる

9.9

その他

1.9

分からない

10.6

無回答

4.0

課題6 まちの一体感を醸成する文化的な取り組みが期待される

嬉野町と塩田町はともに先人たちが育んできた豊かな文化資源・歴史遺産を大切にでき、次世代に伝えるための取り組みに力を入れています。市民アンケートでも、「嬉野市が文化的な環境だと思うか」という問いに対し、「どちらかといえば文化的だと思う」を加えると56.0%の人が「文化的だと思う」と答えています。

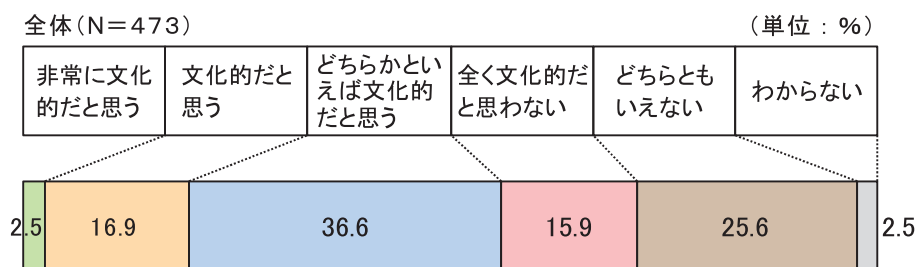
一方、文化団体や地域コミュニティ同士の交流は十分ではなく、まち全体として取り組む文化イベントが少ないのが現状です。市内でも嬉野町と塩田町ではお互いの活動をよく知らないといった声があります。

市民アンケートでは「嬉野市が催し物を行うことで、どのようなまちになってほしいと思うか」という問いに対して、「身近な催し物への参加を通じて、子どもや高齢者、住民同士や訪れる人との心が通い合う関係の住みやすいまち」という意見が半数以上となり、文化的な取り組みを通じて、地域や世代を超えた交流が生まれることが期待されています。

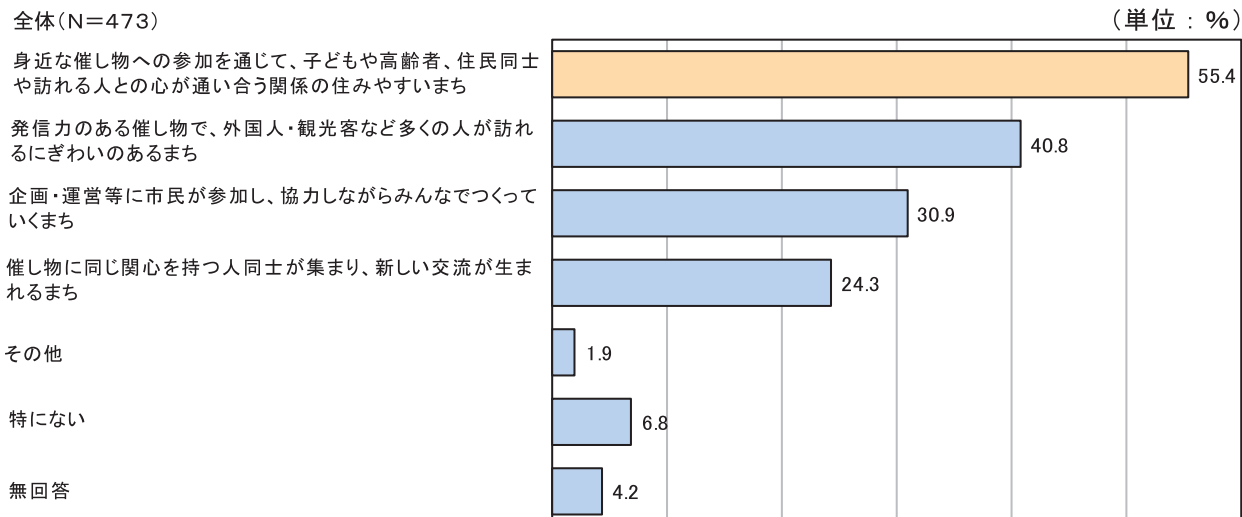
まちの一体感の醸成は本市のまちづくりにおける大きなテーマです。人と人、地域と地域をつなぐ文化の力を最大限に活かし、まちづくりに波及させていくことが求められます。

●一般市民アンケートより

「嬉野市が文化的な環境だと思うか」



「嬉野市が催し物を行うことで、どのようなまちになってほしいと思うか」





温泉区面浮立（嬉野町）

第3章

文化振興の 基本的な考え方



嬉野市社会文化会館「リパティ」

1

基本理念

本市は、ほかのまちにはない魅力づくりを模索し、地域固有の文化芸術及び伝統文化等の発展と振興を図り、市民に密着した文化芸術活動を行うことで、心豊かで潤いのある生活を送ることができる、活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

このような嬉野市らしさを活かした文化の力は、まちのシンボルともいえる温泉とお茶から想起される「わきあがる」感動を、嬉野に集う全ての人にあたえ、過去と未来、人と人をつなぎます。

基 本 理 念

「文化の感動がわきあがるまち 嬉野」



基 本 方 針

嬉野ならではの文化の力を活かす

2

施策の体系

本計画では、文化振興の基本理念を実現するため、文化振興施策の基本方針を次のように定め、取り組んでいきます。

基本理念

「文化の感動がわきあがるまち 嬉野」

基本方針

嬉野ならではの文化の力を活かす

施策の柱

1. 市民の文化活動の活性化

～わたしたちが文化の担い手として、創造する文化が
広がるまちへ～

2. 地域文化の継承・担い手の育成

～文化財や伝統文化など地域文化を大切に未来に引き
継ぐまちへ～

3. 子どもたちの文化創造活動の拡充

～文化の体験を通じて、子どもたちの創造力が育まれる
まちへ～

4. 市民が文化芸術にふれる機会の充実

～観て感動する文化とのふれあいがたくさんあるまちへ～

5. 文化資源を活かした地域魅力の創造・発信

～わたしたちが主役となり地域文化の魅力を磨き、発信
するまちへ～

6. 文化振興のための仕組み・連携の強化

～文化の力で、人と人、地域と地域、世代を超えてつなが
るまちへ～

基本施策

1-① 市民の文化活動を促進する環境づくり

- 市民の文化芸術活動への参加を促進し、活動を活発化するような体制づくりに努めます。
- 市内の文化団体の活動・交流を推進し、市民自らが企画・参加する機会や、成果を発表するための場の提供に努めます。

1-② 市民の活動状況の把握と情報提供

- 市民の文化芸術活動の状況を把握し、文化事業の企画・制作を行う人材の発掘や育成も行います。
- 市内の文化活動への参加機会につながる多様な情報提供の充実に努めます。

2-① 歴史的文化財や伝統文化の保存・継承及び周知・啓発

- 歴史的文化財や伝統文化の知識を共有する仕組みとして、周知・啓発活動や学習機会の充実に努めます。
- 文化財・歴史遺産の適切な保存・継承に努めます。

2-② 独自の文化・芸術の担い手育成

- 地域の文化活動の支援を行い、後継者の育成に力を入れます。
- 芸術家が継続的に活動できる環境づくりを支援します。

3-① 子どもたちの文化創造活動や学びの場の充実

- 学校の文化芸術活動を地域全体で支援します。
- 親子で文化体験活動に参加する機会を充実させます。

3-② 子どもたちが地域文化とふれる機会の充実

- 子どもたちが地域独自の伝統文化や文化芸術に身近にふれる機会を増やします。
- 地域コミュニティにおいて、異世代の交流を通じ、子どもたちが、地域の文化について学んだりふれたりする機会を充実させます。

4-① 多様なジャンルの鑑賞機会の充実

- 「リパティ」をはじめ、市内公共施設等において、多様な文化・芸術の鑑賞機会を提供します。
- 福祉や教育分野などと連携し、アウトリーチ事業などを通じて、日頃文化芸術にふれる機会の少ない人へアプローチします。

4-② 体験や参加、参画機会の充実

- 文化施設等を活用し、各種講座や参加・体験型事業を実施し、積極的な情報提供を行います。
- 文化事業の企画や事業運営に参画する人材の育成に取り組みます。

5-① 文化資源を活用した嬉野の魅力発信

- 市民が主体となり、市内文化資源の再確認を行い、そのプロセスを通じて地域魅力の共有を図ります。
- 現在行われている各種イベントの内容を整理・統合など見直しを行い、効果的にアピールします。

5-② 文化イベント等を通じた観光、国際交流

- 市内の文化資源を活用した文化イベント等を促進し、観光と交流のさらなる発展を目指します。
- 嬉野の文化や魅力を国内外に発信できる人材育成に取り組みます。

6-① 地域コミュニティを核とした連携と交流機会の充実

- 各分野・各主体の連携による文化交流イベントを支援します。
- 地域コミュニティや文化団体の交流・連携を図り、文化のまちづくりについて話し合う場づくりを推進します。

6-② さまざまな分野や人材をつなぐ取り組みの推進

- 文化団体・市民・企業・関係団体など各分野の知識・経験を活かしながら、既存事業などをまちづくりイベントとして発展させていきます。
- それぞれの分野が連携して行う文化のまちづくりの担い手を育成します。



うれしのあったかまつり



塩田津重要伝統的建造物群保存地区（塩田町）

第4章

文化振興施策の 基本方針

1

市民の文化活動の活性化

～わたしたちが文化の担い手として、創造する文化が広がるまちへ～

文化活動は、市民一人ひとりが心豊かで潤いのある暮らしを送るために必要であることはもちろん、周囲を尊重し共感しあう場を形成することにより、地域社会の活性化や、特徴あるまちづくりにもつながっていくことが期待されます。

文化活動に参加する人たちを一人でも多く増やすように、誰もが参加しやすく親しみやすい環境づくりと、市民自らが地域文化を振興し、地域を活性化していくための仕組みづくりを推し進めます。

1-① 市民の文化活動を促進する環境づくり

市民が文化活動に参加しやすく親しみやすい環境づくりに向けて、活動のよりどころとなる文化団体と地域コミュニティの連携を推進し、さまざまな活動の活性化を目指します。

- 市民の文化芸術活動への参加を促進し、活動を活発化するような体制づくりに努めます。
- 市内の文化団体の活動・交流を推進し、市民自らが企画・参加する機会や、成果を発表するための場の提供に努めます。

取組例

- 新しい文化団体づくりの支援
- 市民の活動成果の発表機会を充実（文化祭、生涯学習まつりなど）
- 市民や文化団体が協働で行う文化イベントの実施支援（ふじまつりなど）

1-② 市民の活動状況の把握と情報提供

文化活動へ市民の参加を促すために、市民の文化団体の活動状況を把握し、より多くの市民にその活動を知ってもらい、関心をもってもらうために情報発信に努めます。

- 市民の文化芸術活動の状況を把握し、文化事業の企画・制作を行う人材の発掘や育成も行います。
- 市内の文化活動への参加機会につながる多様な情報提供の充実に努めます。

取組例

- 文化団体の活動状況調査を定期的実施
- 市報や各地域コミュニティの情報誌などにより、年間を通じ、各種文化活動を紹介



塩田文化祭



嬉野文化祭

2

地域文化の継承・担い手の育成

～文化財や伝統文化など地域文化を大切に未来に引き継ぐまちへ～

本市の歴史の中で先人たちから受け継がれた有形無形の文化財や伝統文化、また独自の文化芸術活動は、地域への愛情や誇りを培ううえでも大切な市民の共有財産です。観光や産業と結びつくことで、地域の経済活動を支えていくことも期待できます。本市に伝わるさまざまな文化財や伝統文化も確実に保存・継承することは、さらに未来の文化振興へとつないでいくためにとても重要です。

2-① 歴史的文化財や伝統文化の保存・継承及び周知・啓発

本市の歴史的文化財や伝統文化についての保存・継承に努めるとともに、市民の認知・関心を広め、成り立ちについて学ぶ機会を充実させます。一人でも多くの市民に本市独自の歴史的文化遺産の価値への理解を深めてもらい、次世代に確実に伝えることができる仕組みづくりに努めます。

- 歴史的文化財や伝統文化の知識を共有する仕組みとして、周知・啓発活動や学習機会の充実を図ります。
- 文化財・歴史遺産の適切な保存・継承に努めます。

取組例

- 地域住民の参加による歴史的文化財・歴史的文化遺産の案内板設置やガイドブックの作成
- 「伝統芸能を地域の方に知ってもらおう」など学習会の実施
- 食文化の継承、町並み保存などを目的とした講習会や交流会の実施
- 市報などにより市内の歴史的文化財・伝統芸能を定期的に周知

2-② 独自の文化・芸術の担い手育成

本市に受け継がれてきた固有の伝統文化や、独自の文化活動を継承するために、担い手の育成など未来の文化振興を見据えた支援を行ないます。

また、地域にゆかりのある文化芸術活動を行う芸術家や専門家が、本市の文化振興を支える人材として活動できるような環境を整えます。

●地域の文化活動の支援を行い、後継者の育成に力を入れます。

●芸術家が継続的に活動できる環境づくりを支援します。

取組例

- 伝統文化の後継者の育成や技術の継承を目的とした事業の支援
- 「塩田津旧跡巡りによる史跡ガイドの育成」など歴史遺産のガイド育成
- 焼き物や手漉和紙など伝統文化産業を活用した事業の実施



畦川内綾竹踊り（塩田町）

3

子どもたちの文化創造活動の拡充

～文化の体験を通じて、子どもたちの創造力が育まれるまちへ～

本市の将来を担う子どもたちが幅広い文化活動に参加することは、子どもたち自身の創造力や感受性を育むとともに、地域文化を次世代に継承することや地域社会に大きな活力を与えることにつながります。本市の文化資源を活かして、学校・家庭・地域が一体となった「ふるさと教育」を推進します。

また、子どもたちの文化活動への参加機会を増やすためには親にも関心をもってもらうことが必要であるという考えから、親子を対象にした事業や地域コミュニティで世代を超えて参加できる事業など、地域文化にふれ理解する機会の拡充を目指します。

3-① 子どもたちの文化創造活動や学びの場の充実

子どもたちが文化芸術に興味を持ち創造活動を活発に行うためには、学校、地域、家庭との連携が欠かせません。その上で子どもたちがさまざまな芸術的な感動にふれる機会を提供し、のびやかに楽しみながら学び、創作活動を行い発表する場の充実に努めます。

●学校の文化芸術活動を地域全体で支援します。

●親子で文化体験活動に参加する機会を充実させます。

取組例

- 「子ども文化祭」の実施など、学校以外での子どもたちの発表の場の提供
- 「塩田町親子スケッチ大会」など、地域において親子で参加できる事業の充実
- プロによるコンサートなど芸術鑑賞会の実施
- 「夢づくり支援事業」の実施など、子どもたちが体験したい事業の実現

3-② 子どもたちが地域文化とふれる機会の充実

嬉野市の次世代の担い手である子どもたちが、郷土の伝統文化を継承していくためには、地域そのものに興味と関心を抱き、愛着を持ってもらう必要があります。嬉野市ならではの自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源を活用し、地域コミュニティの人々との世代を越えた交流を通じて、多様なアプローチから地域文化を学ぶ機会を充実させます。

- 子どもたちが地域独自の伝統文化や文化芸術に身近にふれる機会を増やします。
- 地域コミュニティにおいて、異世代の交流を通じ、子どもたちが、地域の文化について学んだりふれたりする機会を充実させます。

取組例

- 大草野小唄・蛸橋小唄の復活など伝承事業の実施
- 鍋野和紙など伝統産業の体験研修の実施



市内小学校へのアウトリーチ（多国籍音楽）



市内中学校へのアウトリーチ（手話落語会）



子ども文化祭（大草野小唄・蛸橋小唄）

4

市民が文化芸術にふれる機会の充実

～観て感動する文化とのふれあいがたくさんあるまちへ～

市民が文化的でより豊かな生活を営むことができるよう、文化芸術に関する鑑賞事業などへの参加を通じて、全ての市民が文化芸術にふれ、親しむことができる機会のさらなる充実が求められます。文化芸術にふれることが、地域文化に関心を持つきっかけにもなり、多くの市民が何らかの文化活動にふれていくことは、まちの活力につながります。

そのために、多様なジャンルの文化にふれる機会を多く設けるだけでなく、子どもから高齢者、障がい者など、あらゆる市民が気軽に参加・交流できる文化活動の仕組みづくりを目指します。

4-① 多様なジャンルの鑑賞機会の充実

鑑賞事業や創造的活動の拠点である「リバティ」を中心に、市内にある文化施設等を活かして、多様なジャンルの鑑賞機会を設けるとともに、誰もが鑑賞しやすい環境を整え、日常的に幅広く文化・芸術にふれる機会を拡充します。

- 「リバティ」をはじめ、市内公共施設等において多様な文化・芸術の鑑賞機会を提供します。
- 福祉や教育分野などと連携し、アウトリーチ事業などを通じて、日頃文化芸術にふれる機会の少ない人へアプローチします。

取組例

- 「リバティ」で、コンサート・落語会などの各種文化振興事業を実施
- 文化芸術の分野において国内外で活躍している佐賀ゆかり・嬉野ゆかりの人物に光を当てたイベントおよびワークショップ等の開催
- 学校等の市内各施設へのアウトリーチの実施

4-② 体験や参加、参画機会の充実

文化施設等を利用し、市民の関心やライフスタイルなど、それぞれのニーズにあった文化的な学びや交流機会の拡大、市民参画による文化事業の企画・実施に取り組みます。また、年間を通じ、積極的な情報提供に努めます。

- 文化施設等を活用し、各種講座や参加・体験型事業を実施し、積極的な情報提供を行います。
- 文化事業の企画や事業運営に参画する人材の育成に取り組みます。

取組例

- 「湯らつくすコンサート」などと連携した事業の実施
- 文化ボランティア制度の導入
- 各種文化講座の実施



文化振興事業コンサート
(リバ・フェスVol.1)



文化振興事業コンサート
(三井住友海上文化財団派遣コンサート)

5

文化資源を活かした地域魅力の創造・発信 ～わたしたちが主役となり地域文化の魅力を磨き、発信するまちへ～

歴史的な文化財や伝統行事・芸能、町並みのほか、温泉などの豊かな自然、お茶や焼き物などの特産品など、本市は豊かな文化資源に恵まれながら、現状はその魅力が十分に活かされていません。

本市の文化資源をもう一度見直し、観光・交流の文化によるまちづくりのための創意工夫のある企画と効果的なアピールが求められています。施設やイベントの充実、観光案内にも利用できる文化財マップやガイドブックなどの整備なども必要です。

5-① 文化資源を活用した嬉野の魅力発信

市民自らが楽しんで参加しながら文化財とその価値を改めて知ってもらうなど、文化資源の周知を図ります。

また、本市の新たな魅力を創造していくために、創意工夫のある商店街の活性化に取り組み、本市の文化や魅力を国内のほかの地域だけでなく、国際的な視野を持ち海外にも発信できる人材の育成にも取り組みます。

●市民が主体となり、市内文化資源の再確認を行い、そのプロセスを通じて地域魅力の共有を図ります。

●現在行われている各種イベントの内容を整理・統合など見直しを行い、効果的にアピールします。

取組例

- 文化資源を活かし、嬉野ならではの魅力をアピールする事業の企画・実施（「うれしの茶^{チャ}ミット」など）
- 市内の博物館などにおける文化イベントの実施と情報発信（志田焼の里博物館の春まつり、秋まつりなど）
- 観光案内にも利用できる文化のまち歩きマップなどの整備
- 文化資源を活用した商店街の活性化や若者のチャレンジ支援などの実施

5-② 文化イベント等を通じた観光、国際交流

本市を訪れる国内外からの観光客が文化的な体験を通して滞在を楽しんでもらえるよう、文化資源を活用した嬉野らしい温かい心のこもった事業の推進を図ります。国際化社会へ対応した異文化交流にも力を入れ、そうした取り組みを通じ、地域の魅力再発見につなげていきます。

●市内の文化資源を活用した文化イベント等を促進し、観光と交流のさらなる発展を目指します。

●嬉野の文化や魅力を国内外に発信できる人材育成に取り組みます。

取組例

- 「うれしのあったかまつり」や「うれしの百人一句公募事業」の実施
- 「和泉式部の里嬉野短歌大会」や「うれしの川柳大会」の実施と情報発信など
- 「肥前吉田焼おやまん陶器まつり」の開催
- その他、文化資源を活かした継続的な取り組みの支援
- 海外都市との相互地域文化等の交流活動



志田焼の里博物館（塩田町）

6

文化振興のための仕組み・連携の強化

～文化の力で、人と人、地域と地域、世代を超えてつながるまちへ～

文化は、人間社会の中でお互いが理解し共感し合う中から受け継がれ発展してきました。情報化が進み国際化が進む現代においても、文化の振興により人と人がつながることは地域社会でますます重要な役割をもちます。このため、市内の各団体との連携や交流を深め、人と人とのつなぐ文化の力を最大限に活かし、まちづくりに波及する取り組みを推進します。

6-① 地域コミュニティを核とした連携と交流機会の充実

地域コミュニティにおいて文化活動への参加を促進することは、地域の持つ文化的な特徴を市民が理解し、お互いの連帯感を深め強い絆を持つ機会にもなります。また学校・家庭・地域など従来の枠にとらわれない団体同士の連携を図ることで、より活発な文化活動を目指します。

- 各分野・各主体の連携による文化交流イベントを支援します。
- 地域コミュニティや文化団体の交流・連携を図り、文化のまちづくりについて話し合う場づくりを推進します。

取組例

- 「子ども夢会議・コンサート」など既存の交流イベントなど
- まちなかイベントなど商店街等活性化の交流拠点づくりやネットワークの構築
- 「文化のまち・うれしの（仮称）」会議などの開催

6-② さまざまな分野や人材をつなぐ取り組みの推進

文化の発展には過去から未来へとつながっていくことが大切であるとともに、住む場所や世代の違いを超えて人々が横につながり、文化的な体験に関わることも大切です。市民・アーティスト・地域コミュニティ・地域産業・教育機関・行政などそれぞれの分野が連携した文化イベントの推進に向けて、さまざまな工夫と仕組みを考えます。

●文化団体・市民・企業・関係団体など各方面の知識・経験を活かしながら、既存事業などをまちづくりイベントとして発展させていきます。

●それぞれの分野が連携して行う文化のまちづくりの担い手を育成します。

取組例

- 市民が交流の場を広げるために、郷土芸能などが競演するフェスティバルなどの開催
- まちづくりリーダー塾の開催など



中通獅子舞（塩田町）



嬉野の大チャノキ（嬉野町）



春日溪谷（嬉野町）

資料編





和泉式部公園（塩田町）

1

嬉野市文化振興審議会設置条例

平成26年 6 月25日

条例第18号

(設置)

第1条 本市における文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化振興基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する団体の関係者
- (2) 文化振興に知見の高い者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2

嬉野市文化振興審議会名簿

(敬称略、委員は五十音順)

	役職	氏名	所属
1	会長	森山 正孝	一般公募
2	副会長	梶原 靖則	一般公募
3	委員	青木 克巳	嬉野市観光協会
4	委員	一ノ瀬信義	嬉野市文化連盟嬉野文化部（吟詠）
5	委員	江口 浩	嬉野市郷土史研究会
6	委員	木原 靖弘	音楽関係
7	委員	副島 謙一	肥前吉田焼窯元協同組合
8	委員	高島 郁子	子ども会関係
9	委員	徳永佳代子	お茶関係
10	委員	東島美和子	嬉野市文化連盟塩田文化部（箏）
11	委員	松尾 紀成	嬉野市文化財保護審議会
12	委員	水山 清吾	塩田津町並み保存会
13	委員	森 四朗	嬉野市文化連盟塩田文化部（短歌）
14	委員	森 繁晴	嬉野市社会教育委員会
15	委員	山田マサヨ	嬉野市文化連盟嬉野文化部（手芸）

◇アドバイザー 佐賀女子短期大学 副学長 田口 香津子氏

3

策定経過

期日	検討内容
平成27年1月23日	第1回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①審議会について ②基本計画について ③その他
平成27年1月～2月	嬉野市文化振興のための市民・小中学生アンケート調査実施
平成27年2月24日	第2回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①アンケートについて ②文化振興基本計画についての説明 ③ヒヤリングシートについて（各自紹介） ④その他
平成27年3月24日	第3回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①市民アンケートについて（結果速報） ②文化振興基本計画策定について（スケジュール案） ③意見交換（ヒアリングシート） ④その他
平成27年5月26日	第4回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4基本方針）の 閣議決定についての報告 ②文化振興の基本方針検討に向けた課題の整理 ③その他
平成27年6月30日	第5回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①文化芸術の振興に関する国の動向について ②文化振興基本計画の素案について
平成27年7月28日	第6回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①施策の体系（案）について ②その他
平成27年10月13日	第7回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①文化振興基本計画策定状況について ②文化振興基本計画素案について ③キャッチコピー案について ④その他
平成27年12月1日～ 平成27年12月28日	『嬉野市文化振興基本計画（案）』のパブリックコメントの実施
平成28年1月19日	第8回嬉野市文化振興審議会 《議題》 ①パブリックコメント結果について ②文化振興基本計画の答申について ③市長への答申 ④今後の予定について ⑤その他

4

嬉野市の主な文化資源

嬉野市指定文化財

平成28年3月現在

	名 称	指定 主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
国指定	カササギ生息地 (かささぎせいそくち)	国	天然 記念物		鳥類	T12.3.7	広域
	嬉野の大チャノキ (うれしののおおちゃのき)	国	天然 記念物	1 株	茶樹	T15.10.20	嬉野町大字不動山
	木造不動明王及び二童子像 (もくぞうふどうみょうおうおよび にどうしぞう)	国	重要 文化財	3 軀	彫刻	S25.8.29	嬉野町大字吉田 永寿寺
	西岡家住宅 (にしおかけじゅうたく)	国	重要 文化財	1 棟	建造物	S49.2.5	塩田町大字馬場下
	不動山窯跡(肥前磁器窯跡) (ふどうやまかまあと(ひぜんじき かまあと))	国	史跡	1 基	近世窯跡	S56.3.25	嬉野町大字不動山
国選定	嬉野市塩田津 (うれしのししおたつ)	国	重要伝統 的建造物 群保存地 区	大字馬場 下地区の 一部	重要伝統 的建造物 群保存地 区	H17.12.27	塩田町大字馬場下 甲の一部
国登録	杉光陶器店、主屋、一の蔵、二 の蔵、三の蔵 (すぎみつとうきてん、おもや、い ちのくら、にのくら、さんのくら)	国	登録有形 文化財	4 件	建造物	H10.9.25	塩田町大字馬場下
	池田家住宅、主屋、座蔵、石垣 (いけだけじゅうたく、おもや、ざ くら、いしがき)	国	登録有形 文化財	3 件	建造物	H21.5.14	塩田町大字五町田
県指定	両岩の小浮立 (もろいわのこぶりゅう)	県	重要無形 民俗 文化財		民俗芸能	S35.3.24	嬉野町大字吉田 両岩神社
	唐泉山の椎の天然林 (とうせんざんのしいのてんねりん)	県	天然 記念物		椎	S39.5.23	嬉野市 唐泉山
	石造眼鏡橋 (せきぞうめがねばし)	県	重要 文化財	1 基	建造物	S40.7.23	塩田町大字谷所 八天神社
	木造神像及び仏像 (もくぞうしんぞうおよびぶつぞう)	県	重要 文化財	5 軀	彫刻	H1.3.27	嬉野町大字吉田 両岩神社

	名 称	指定 主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
嬉野地区	明治初期の本村地籍図 (めいじしょきのほんむらちせきず)	市	重要 文化財	1 幅	古文書	H2.9.1	嬉野町大字下宿 (温泉区)
	千室神社のクスノキ (ちむろじんじゃのくすのき)	市	天然 記念物	1 株	楠	H2.9.1	嬉野町大字不動山
	春日大明神の大イチョウ (かすがだいみょうじんのおおい ちょう)	市	天然 記念物	1 株	公孫樹	H2.9.1	嬉野町大字吉田
	瑞光寺のクスノキ (ずいこうじのくすのき)	市	天然 記念物	1 株	楠	H10.11.10	嬉野町大字下宿
	大野原のクワノキ (おおのはらのくわのき)	市	天然 記念物	1 株	桑	H10.11.10	嬉野町大字岩屋川 内
	湯野田大師堂の板碑 (ゆのたたいしどうのいたび)	市	重要 文化財	2 基	石造物	H16.6.30	嬉野町大字下宿
	納戸料の百年桜 (なんどりょうのひゃくねんざくら)	市	天然 記念物	1 株	桜	H21.8.28	嬉野町大字吉田
	川上丹生神社の肥前狛犬 (かわかみたんじょうじんじゃの ひぜんこまいぬ)	市	重要 文化財	1 対	石造物	H23.8.1	嬉野町大字不動山
塩田地区	石造仁王像(本應寺) (せきぞうにおうぞう(ほんのうじ))	市	重要 文化財	1 対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下
	石造仁王像(常在寺) (せきぞうにおうぞう(じょうざいじ))	市	重要 文化財	1 対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下
	石造仁王像(光桂寺) (せきぞうにおうぞう(こうけいじ))	市	重要 文化財	1 対	彫刻	S55.7.12	塩田町大字五町田
	石造線彫地藏尊像 (せきぞうせんぼりじぞうそんぞう)	市	重要 文化財	1基	彫刻	S55.7.12	塩田町大字馬場下 (個人蔵)
	経筒(青銅製) (きょうづつ(せいどうせい))	市	重要 文化財	1 筒	考古	S55.7.12	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	鬼塚古墳 (おにづかこふん)	市	史跡	1基	古墳	S56.3.25	塩田町大字久間
	織部灯籠 (おりべとうろう)	市	重要 文化財	1基	石造物	S59.10.3	塩田町大字五町田 (個人所有)
	宝篋印塔 (ほうきょいんとう)	市	重要 文化財	1基	石造物	S59.10.3	塩田町大字五町田
	八天神社文書 (はってんじんじゃもんじょ)	市	重要 文化財	2 卷 (37通)	古文書	S63.6.21	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)

	名 称	指定 主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
塩田地区	染付型紙摺花唐草文皿 (そめつけかたがみずりはなからくさもんざら)	市	重要 文化財	1 枚	工芸品	H3.12.6	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	西山陶山社 (にしやまとうざんしゃ)	市	史跡		石造物	H4.7.14	塩田町大字久間
	水神社(天草陶石製) (すいじんしゃ(あまくさとうせきせい))	市	重要 文化財	1基	石造物	H4.7.14	塩田町大字久間
	江口家文書(天相日記等) (えぐちけもんじょ(てんそうにつきとう))	市	重要 文化財	22冊	古文書	H6.1.17	塩田町大字馬場下 (個人蔵)
	常在寺 仏像 (じょうざいじ ぶつぞう)	市	重要 文化財	7 軀	彫刻	H8.7.3	塩田町大字馬場下
	東山山神 (ひがしやまやまがみ)	市	史跡		石造物	H10.3.11	塩田町大字久間
	八幡宮愚童記 (はちまんぐうぐどうき)	市	重要 文化財	上下巻	絵画	H10.12.8	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	志田村庄屋文書(志田神社) (しだむらしょうやもんじょ(しだじんじゃ))	市	重要 文化財	122通	古文書	H13.1.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	木造狛犬(味島神社) (もくぞうこまいぬ(あじしまじんじゃ))	市	重要 文化財	1対	彫刻	H13.1.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	吉浦神社参道の石造眼鏡橋 (よしうらじんじゃさんどうのせきぞうめがねばし)	市	重要 文化財	1基	建造物	H14.4.18	塩田町大字五町田
	天保五年銘の唐箕 (てんぽごねんめいのとうみ)	市	重要 文化財	1台	民具	H15.11.19	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	芝山五溪翁墓 (しばやまごけいおうぼ)	市	重要 文化財	1基	墳墓	H17.7.6	塩田町大字五町田 (個人所有)
	畦川内綾竹踊り (あぜがわちあやたけおどり)	市	重要無形 民俗 文化財		民俗芸能	H17.7.6	塩田町大字馬場下 (畦川内綾竹踊保存会)
	十六善神の古面 (じゅうろくぜんしんのこめん)	市	重要 文化財	2 面	彫刻	H17.12.27	塩田町大字大草野 (個人所有)
	大草野南下六地藏石幢 (おおくさのみなみしろくじぞうせきどう)	市	重要 文化財	1 基	石造物	H17.12.27	塩田町大字大草野
	角の谷六地藏石幢 (かくのたにろくじぞうせきどう)	市	重要 文化財	1 基	石造物	H17.12.27	塩田町大字大草野

	名 称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
塩田地区	西岡家の家相図 (にしおかけのかそうず)	市	重要文化財	2 枚	絵画	H19.7.30	塩田町大字馬場下 (歴史民俗資料館)
	旧下村家住宅 (きゅうしもむらけじゅうたく)	市	重要文化財	1 棟	建造物	H20.7.1	塩田町大字馬場下
	多久図書頭茂富の墓 (たくずしょのかみしげとみのはか)	市	重要文化財	1 基	石造物	H20.7.1	塩田町大字谷所
	たっちゅうさん(鍋島茂治一門 供養塔) (なべしましげはるいちもんくよう とう)	市	重要文化財	1 基	石造物	H20.10.23	塩田町大字久間
	光武の十郎藤 (みつたけのじゅうろうふじ)	市	天然記念物	1 株	藤	H22.12.16	塩田町大字久間
	大黒町遺跡出土遺物 (だいこくまちいせきしゅつといぶつ)	市	重要文化財	130点	考古	H27.6.2	塩田町大字五町田

近代化産業遺産（志田の窯業関連遺産）

名 称	指定主体	種別	種類	指定年月日	所在地
志田焼の里博物館 (しだやきのさとはくぶつかん)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	建造物	H21.2.6	塩田町大字久間
志田焼資料館の所蔵物 (しだやきしりょうかんのしょぞうぶつ)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	志田焼 及び 関連資料	H21.2.6	塩田町大字久間
志田の蔵 (しだのくら)	国 (経済産業省)	近代化産業遺産	建造物	H21.2.6	塩田町大字久間

22世紀に残す佐賀県遺産

名 称	指定主体	種別	員数	種類	指定年月日	所在地
志田焼の里博物館 (しだやきのさとはくぶつかん)	県	佐賀県遺産	建物全域	建造物	H17.11.18	塩田町大字久間
旧美野分教場 (きゅうみのぶんきょうじょう)	県	佐賀県遺産	1 棟	建造物	H20.2.8	塩田町大字五町田
池田家住宅 (いけだけじゅうたく)	県	佐賀県遺産	2 棟	建造物	H20.2.8	塩田町大字五町田

5

関連法規等

1. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2. 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－ (第4次基本方針) 概要 (平成27年5月22日閣議決定)

〈今回の改訂のポイント〉

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）
- 第3次方針策定時（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等）
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ◆あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ◆2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ◆被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ◆文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合
(2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ)

地域の文化的環境に対して満足する国民の割合
(2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ)

寄付活動を行う国民の割合 (2009年11月：9.1% →2020年に倍増へ)

鑑賞活動をする国民の割合 (2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ)

文化芸術活動をする国民の割合 (2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ)

訪日外国人旅行者数 (2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- 地方創生：文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に！
- 2020年東京大会：全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- 東日本大震災からの復興：文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- 文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

第2 文化芸術振興に関する重点施策

●重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ・芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ・日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ・地域の多様な主体による文化政策の立案
- ・国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ・文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携
- ・日本版アーツカウンシル
- ・障害者の芸術活動の振興
- ・衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ・全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ・2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請、民間企業等の活動の促進

●重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ・子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ・学校における芸術教育の充実
- ・雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ・指定管理者制度の理解の促進
- ・伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

●重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ・文化財の適切な状態での保存・継承
- ・文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ・「日本遺産（Japan Heritage）」認定の仕組みの創設
- ・歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ・ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ・水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

●重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ・日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ・国内外の国際的芸術イベントの充実
- ・文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ・デジタルアーカイブ化（映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等）の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信

- ・日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ・文化施設等をユニークベニュー^{*1}として公開・活用し、MICE^{*2}の誘致や開催
 - (※1) ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。
 - (※2) MICE：Meeting（企業等のミーティング）、Incentive（企業等の報奨・研修旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition/Event（展示会・イベント）の総称。
- ・我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ・東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ・外国人に対する日本語教育の推進

●重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

- ・国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ・『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ・文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ・デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興 | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進 | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解 | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等 | 10 その他の基盤の整備等 |

6

アンケート調査概要

市民アンケート

■全体結果【回答率 %】《一般》

嬉野市文化振興のための 市民アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から嬉野市の文化行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年は、生活様式や価値観の多様化が進む中で、人々の関心が物質的な豊かさから、より質の高い精神的な豊かさに変わってきました。こうした背景の中、市民が文化にふれ、活動する機会は今後ますます増えると考えられます。

こうしたことから、嬉野市では「文化振興基本計画」を策定することとしました。そこで、市民の皆様から嬉野市の文化振興への意見をお聞きし、これからの取り組みに反映させていくために、アンケートを実施いたします。市内にお住まいの18歳以上の方から、1,500名の方を無作為に抽出させていただき、アンケートをお送りしています。ご回答いただきました内容は個人を特定するものではなく、すべて統計的に処理し、調査目的以外に利用することはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査につきましてご理解いただき、率直なご意見をお聞かせください。

平成27年1月

嬉野市長 谷口太一郎

1. 宛名のご本人がお答えください。
2. お答えは、設問ごとに（1つに○印）、（あてはまるものすべてに○印）などそれぞれ指定されていますので、お間違えのないようお願いします。
○印は、番号を囲むように濃くつけてください。（例 ①.）
3. ご記入いただいた調査票は、**2月10日（火）**までに同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。（切手は貼らなくて結構です。）
4. この調査票についてのお問い合わせは、下記にお願いします。
嬉野市役所 企画部 文化・スポーツ振興課（担当：山崎、小野）
電 話：0954-66-9320
F A X：0954-66-9321
E-mail：syakai@city.ureshino.lg.jp

問1

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。それぞれの項目ごとにあてはまる番号を選んで1つに○印をつけてください。

(1) あなたの性別	1. 男性 【38.1%】	2. 女性 【57.9%】 【無回答 4.0%】
(2) あなたの年齢	1. 10代 【1.3%】 2. 20代 【8.2%】 3. 30代 【12.7%】 4. 40代 【15.9%】	5. 50代 【22.2%】 6. 60代 【22.6%】 7. 70歳以上 【16.3%】 【無回答 0.8%】
(3) あなたの家族構成	1. 一人暮らし 【17.1%】 2. 夫婦のみ 【19.5%】 3. 親子 【36.2%】	4. 3世代 【13.3%】 5. 兄弟姉妹の親族 【1.3%】 6. その他 【10.8%】 【無回答 1.9%】
(4) あなたの居住年数 (※通算年数)	1. 5年未満 【14.2%】 2. 5年以上10年未満 【9.1%】	3. 10年以上20年未満 【14.0%】 4. 20年以上 【60.9%】 【無回答 1.9%】
(5) あなたの職業 (※主たるもの)	1. 農林水産業 【5.3%】 2. 製造業・建設業 【8.2%】 3. 卸・小売・飲食・宿泊業 【4.7%】 4. その他サービス業等 (公務員、団体職員含む) 【30.0%】	5. パートタイム・アルバイト 【12.5%】 6. 主婦(夫) 【8.9%】 7. 無職 【19.2%】 8. 学生、その他 【7.0%】 【無回答 4.2%】

問2

あなたは、嬉野市が文化的な環境だと思いますか。(1つに○印)

1. 非常に文化的だと思う 【2.5%】
 2. 文化的だと思う 【16.9%】
 3. どちらかといえば文化的だと思う 【36.6%】
 4. 全く文化的だと思わない 【15.9%】
 5. どちらともいえない 【25.6%】
 【無回答 2.5%】

問3

「文化的な環境」という言葉に対して、どのようなイメージを持ちますか。
(3つまで○印)

1. 文化的なイベントが盛んなこと【28.5%】
2. 他市や外国との文化交流が盛んなこと【9.5%】
3. まちの雰囲気やセンスがよいこと【21.8%】
4. 文化芸術施設が充実していること【23.3%】
5. 学校などの教育環境が整っていること【14.6%】
6. 自主的なサークル活動や学習会などが盛んなこと【15.0%】
7. 作家・アーティストなど文化芸術活動の担い手が多いこと【7.0%】
8. 自然やみどりに触れる機会が多いこと【23.5%】
9. 地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などが大切に継承されていること【40.2%】
10. 古い建物、伝統工芸などが大切に継承されていること【33.2%】
11. 地域の魅力が広く伝わり多くの観光客が訪れること【19.0%】
12. その他（具体的に： ）【1.1%】
13. 分からない【8.0%】
- 【無回答 3.6%】

問4

あなたが、特に興味のある文化・芸術分野は何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど）【21.4%】 | 10. 絵画・彫刻・現代アート・写真【30.4%】 |
| 2. 合唱・コーラス【8.2%】 | 11. 映画【38.1%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽【32.8%】 | 12. 書道・華道・茶道【21.1%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇【19.9%】 | 13. 陶芸・工芸【23.3%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊【6.3%】 | 14. 詩・俳句・短歌・川柳【6.8%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃謡曲（おうたい）【9.1%】 | 15. コンピューターグラフィック・アニメーション【7.8%】 |
| 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など）【6.1%】 | 16. 文化財・歴史的遺産【30.2%】 |
| 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど）【8.2%】 | 17. その他（具体的に： ）【3.2%】 |
| 9. 落語・講談・浪曲・漫才など【15.9%】 | 18. 特に興味のある分野はない【8.7%】 |
| | 【無回答 2.1%】 |

問5

あなたが、昨年1年間で鑑賞した文化・芸術分野の催しは何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど）【10.1%】 | 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など）【2.7%】 |
| 2. 合唱・コーラス【8.5%】 | 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど）【10.6%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽【17.8%】 | 9. 落語・講談・浪曲・漫才など【6.3%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇【8.0%】 | 10. 美術・工芸（絵画・彫刻・現代アート・写真・陶芸など）【22.0%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊【4.2%】 | 11. その他（映画・書道・華道など）【31.1%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃・謡曲（おうたい）【4.2%】 | 12. 昨年1年間は文化・芸術分野の催しは鑑賞していない【31.9%】 |
| | 【無回答 4.0%】 |

※問5で「1」～「11」に○をつけた方にうかがいます。

問5
付問

鑑賞をした地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 嬉野市内【36.3%】 | 6. 佐世保市【5.9%】 |
| 2. 佐賀市【51.5%】 | 7. 福岡市【23.1%】 |
| 3. 武雄市【14.9%】 | 8. その他（具体的に： ） |
| 4. 鹿島市【12.9%】 | 【12.5%】 |
| 5. 長崎市【5.6%】 | 【無回答 0.7%】 |

問6

あなたは、昨年1年間でホールやギャラリーなど文化施設で、発表（公演・展示）をしましたか。(1つに○印)

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 発表した【11.4%】 | 【無回答 5.1%】 |
| 2. 発表しなかった【83.5%】 | |

※問6で「1. 発表した」に○をつけた方にうかがいます。

問6
付問

発表した地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 嬉野市内【66.7%】 | 6. 佐世保市【0%】 |
| 2. 佐賀市【14.8%】 | 7. 福岡市【7.4%】 |
| 3. 武雄市【3.7%】 | 8. その他（具体的に： ） |
| 4. 鹿島市【22.2%】 | 【16.7%】 |
| 5. 長崎市【3.7%】 | 【無回答 3.7%】 |

問 7

あなたご自身の文化・芸術活動状況についてうかがいます。日頃、継続的な文化・芸術活動を行っていますか。(1つに○印)

1. 活動している【16.7%】
2. 活動していない【79.3%】
- 【無回答 4.0%】

※問7で「1. 活動している」に○をつけた方にうかがいます。

問 7
付問 1

活動している分野は何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど）【8.9%】 | 10. 絵画・彫刻・現代アート・写真【11.4%】 |
| 2. 合唱・コーラス【6.3%】 | 11. 映画【1.3%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽【12.7%】 | 12. 書道・華道・茶道【26.6%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇【0%】 | 13. 陶芸・工芸【6.3%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊【8.9%】 | 14. 詩・俳句・短歌・川柳【6.3%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃・謡曲（おうたい）【6.3%】 | 15. コンピュータグラフィック・アニメーション【0%】 |
| 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など）【5.1%】 | 16. 文化財・歴史的遺産【6.3%】 |
| 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど）【7.6%】 | 17. その他（具体的に： ）【16.5%】 |
| 9. 落語・講談・浪曲・漫才など【0%】 | 【無回答 6.3%】 |

※問7で「1. 活動している」に○をつけた方にうかがいます。

問 7
付問 2

練習場所など活動している地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1. 嬉野市内【75.9%】 | 5. 長崎市【6.3%】 |
| 2. 佐賀市【7.6%】 | 6. 佐世保市【0%】 |
| 3. 武雄市【3.8%】 | 7. 福岡市【7.6%】 |
| 4. 鹿島市【21.5%】 | 8. その他（具体的に： ）【11.4%】 |
| | 【無回答 3.8%】 |

問8

あなたは、今後以下のような文化・芸術活動に参加したいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○印)

1. 一流の文化・芸術公演の鑑賞 【31.7%】
 2. 地域に伝わる芸能の稽古、学習 【9.5%】
 3. 地域の歴史や文化財などの学習 【16.7%】
 4. 文化施設のサポーター・ボランティア活動 【9.9%】
 5. 観光イベントの実行委員会活動・運営ボランティア 【7.8%】
 6. 公民館等の文化・芸術のサークル活動への参加 【16.5%】
 7. 市民が参加してプロと一緒に作りあげる舞台や展覧会など創作活動への参加 【5.3%】
 8. その他（具体的に： ） 【2.5%】
 9. 特に上記のような活動に参加したいと思わない 【35.9%】
- 【無回答 6.3%】

問9

あなたは、日常生活の中で、優れた文化・芸術を鑑賞したり、自ら文化・芸術活動を行うことは大切だと思いますか。（1つに○印）

1. 大切だと思う 【44.4%】
 2. どちらかという大切 【32.3%】
 3. どちらともいえない 【18.2%】
 4. 大切ではないと思う 【1.1%】
- 【無回答 4.0%】

問10

あなたは、市内には、文化・芸術活動や興味のあることを学んだり、参加したりする機会がどの程度あると思いますか。（1つに○印）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. ある 【4.4%】 | 3. あまりない 【54.5%】 |
| 2. まあまあある 【21.8%】 | 4. まったくない 【12.9%】 |
| 【無回答 6.3%】 | |

問11 あなたは、次の施設を知っていますか。(それぞれ1または2に○印)

施設名	1. 知っている	2. 知らない	無回答
① 嬉野市公会堂	【86.0%】	【9.5%】	【4.4%】
② 嬉野市社会文化会館（リバティ）	【65.3%】	【26.8%】	【7.8%】
③ 嬉野市体育館	【83.3%】	【11.2%】	【5.5%】
④ 嬉野市公民館（塩田・嬉野・吉田）	【71.2%】	【20.7%】	【8.0%】
⑤ 嬉野市文化センター	【64.3%】	【26.2%】	【9.5%】
⑥ 楠風館	【68.9%】	【21.4%】	【9.7%】

※問11で「1. 知っている」に○をつけた方にうかがいます。

問11 付問 利用頻度はどのくらいですか。昨年1年間に利用しましたか。(それぞれに○印)

	利用頻度					昨年1年間の利用経験		
	知っているが利用したことはない	1、2度利用したことがある	数回利用したことがある	何度も利用している	無回答	ある	ない	無回答
① 嬉野市公会堂	【45.5%】	【22.9%】	【14.5%】	【5.2%】	【12.0%】	➡ 【41.6%】	【36.4%】	【22.0%】
② 嬉野市社会文化会館（リバティ）	【66.0%】	【17.8%】	【4.5%】	【1.0%】	【10.7%】	➡ 【69.4%】	【2.8%】	【27.8%】
③ 嬉野市体育館	【51.5%】	【20.3%】	【9.9%】	【6.6%】	【11.7%】	➡ 【37.9%】	【36.6%】	【25.5%】
④ 嬉野市公民館（塩田・嬉野・吉田）	【43.3%】	【16.9%】	【13.9%】	【11.9%】	【13.9%】	➡ 【53.5%】	【22.2%】	【24.3%】
⑤ 嬉野市文化センター	【52.3%】	【13.8%】	【10.5%】	【10.2%】	【13.2%】	➡ 【58.1%】	【26.7%】	【15.2%】
⑥ 楠風館	【56.7%】	【15.6%】	【9.8%】	【9.5%】	【8.3%】	➡ 【50.0%】	【31.6%】	【18.4%】

問12

あなたは、市内にある次の文化財を知っていますか。
(それぞれ1または2に○印)

指定	名称(種別)	1. 知っている	2. 知らない	無回答
国指定	① 西岡家住宅(重要文化財)	【37.4%】	【54.3%】	【8.2%】
	② 木造不動明王及び二童子像(重要文化財)	【30.7%】	【60.0%】	【9.3%】
	③ 不動山窯跡(史跡)	【23.0%】	【67.4%】	【9.5%】
	④ 嬉野の大チャノキ(天然記念物)	【68.1%】	【27.7%】	【4.2%】
	⑤ カササギ生息地(天然記念物)	【14.8%】	【74.0%】	【11.2%】
選定	⑥ 嬉野市塩田津(重要伝統的建造物群保存地区)	【61.9%】	【30.2%】	【7.8%】
登録文化財	⑦ 杉光陶器店主屋・一の蔵・二の蔵・三の蔵	【27.7%】	【63.0%】	【9.3%】
	⑧ 池田家住宅主屋・座像・石垣	【15.0%】	【74.6%】	【10.4%】
県指定	⑨ 石造眼鏡橋(重要文化財)	【24.7%】	【64.1%】	【11.2%】
	⑩ 木造神像及び仏像(重要文化財)	【7.4%】	【80.1%】	【12.5%】
	⑪ 両岩の小浮立(重要無形民俗文化財)	【27.3%】	【63.2%】	【9.5%】
	⑫ 唐泉山の椎の天然林(天然記念物)	【20.7%】	【69.1%】	【10.1%】
市指定	⑬ 明治初期の本村地籍図(重要文化財)	【2.5%】	【85.8%】	【11.6%】
	⑭ 西山陶山社(史跡)	【8.2%】	【80.3%】	【11.4%】
	⑮ 天保5年銘の唐箕(重要有形民俗文化財)	【2.1%】	【86.3%】	【11.6%】
	⑯ 畦川内綾竹踊り(重要無形民俗文化財)	【10.4%】	【78.6%】	【11.0%】
	⑰ 千室神社のクスノキ(天然記念物)	【11.0%】	【78.9%】	【10.1%】

問13

嬉野市の文化・芸術分野の活動を活発にするために必要だと思うことは何ですか。(3つまで○印)

1. 質の高い文化・芸術を鑑賞・体験する機会を充実させる【32.3%】
 2. 四季折々の観光イベントを充実させる【35.3%】
 3. 他市や外国との文化交流に力を入れる【9.9%】
 4. 古い建物や伝統工芸など文化資源を継承・保存する【24.9%】
 5. 地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などを記録保存し、後継者を育成する【30.4%】
 6. 文化芸術施設など文化・芸術の活動場所を充実させる【14.2%】
 7. 文化・芸術活動を通じて子どもたちを育む環境を整える【28.8%】
 8. 市外の作家・アーティストなどが滞在して創作活動をできるようにする【11.0%】
 9. 地域の文化的な良さを広く情報発信する【19.5%】
 10. バリアフリーなど、だれもが文化施設を利用しやすい環境を整える【23.3%】
 11. その他(具体的に：)【1.9%】
 12. 分からない【10.6%】
- 【無回答 4.0%】

問14

嬉野市が催し物を行うことで、どのようなまちになってほしいと思いますか。(2つまで○印)

1. 催し物の企画・運営などに市民が参加し、協力しながらみんなで作っていくまち 【30.9%】
 2. 身近な場所の催し物への参加を通じて、子どもや高齢者、住民同士や訪れる人との心が通い合う関係の住みやすいまち 【55.4%】
 3. 催し物に同じ関心を持つ人同士が集まり、新しい交流が生まれるまち 【24.3%】
 4. 発信力のある催し物で、外国人・観光客など多くの人が訪れるにぎわいのあるまち 【40.8%】
 5. その他（具体的に： ） 【1.9%】
 6. 特にない 【6.8%】
- 【無回答 4.2%】

問15

あなたにとって嬉野のまちの文化的イメージ・シンボルとして思い浮かぶものは何ですか。(3つまで○印)

1. 田園風景やまち並みが美しい嬉野の風景 【22.4%】
 2. うれしの茶 【66.4%】
 3. 嬉野温泉 【77.0%】
 4. 「塩田津」や大正時代の蔵など歴史的遺産や建物 【19.9%】
 5. 浮立などの伝統文化、伝統芸能など 【16.3%】
 6. 百年桜、ふれあいふじ棚通りなど 【9.5%】
 7. 長崎街道 【16.9%】
 8. 夏祭り・秋祭り 【19.9%】
 9. その他（具体的に： ） 【2.1%】
 10. 特に思い浮かぶようなものはない 【4.4%】
- 【無回答 0.8%】

嬉野市内で文化・芸術の鑑賞や活動をする上でのご要望・ご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

〈自由意見〉
記述あり【23.5%】
記述なし【76.5%】

ご協力ありがとうございました。

小中学生アンケート

■全体結果【回答率 %】《小中学生》

嬉野市の文化について アンケートのおねがい

このアンケートは、みなさんがふだん接している文化についておたずねするものです。

学校や地域での学習や遊びなど、まちづくりの参考にするためのものです。アンケートの対象は、市内の小学5年生から中学3年生のみなさんです。

名前を書く必要はありませんので、素直にお答えください。

平成27年2月

嬉野市長 谷口太一郎

問1 あなたのことについて、(1)と(2)それぞれ1つに○をつけてください。

(1) あなたの性別	1. 男子【51.0%】 【無回答 0.2%】	2. 女子【48.7%】
(2) あなたの学年	1. 小学5年生【19.4%】 3. 中学1年生【18.7%】 5. 中学3年生【20.2%】	2. 小学6年生【20.7%】 4. 中学2年生【20.3%】 【無回答 0.6%】

問2 あなたは、嬉野市が好きですか。
(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 好き【45.5%】
 2. どちらかといえば好き【24.7%】
 3. 好きでもきらいでもない【25.9%】
 4. どちらかといえばきらい【1.8%】
 5. きらい【1.8%】
- 【無回答 0.2%】

問4

資料編

【無回答 0.8%】

問6

あなたは、市内にある次の文化財を知っていますか。
(知っているものすべてに○をつけてください。)

1. 西岡家住宅^{にしおか けしゅうたく}（国指定重要文化財）【28.5%】
2. 木造不動明王および二童子像^{もくぞう ぶどうみょうおう に どう し ぞう}（国指定重要文化財）【8.7%】
3. 不動山窯跡^{ふ どうやまかまあと}（国指定史跡）【10.2%】
4. 嬉野の大チャノキ^{おお}（国指定天然記念物）【51.4%】
5. カササギ生息地^{せいそく ち}（国指定天然記念物）【5.5%】
6. 嬉野市 塩田津^{しお た つ}（重要伝統的建造物群保存地区）【55.4%】
7. 杉光陶器店主屋・一の蔵^{くら}・二の蔵^{くら}・三の蔵^{くら}（登録文化財）【13.8%】
8. 池田家住宅主屋^{いけ だ けしゅうたくおも や}・座像^{ざ ぞう}・石垣^{いしがき}（登録文化財）【5.5%】
9. 石造眼鏡橋^{せきぞうめ がねばし}（県指定重要文化財）【15.4%】
10. 木造神像および仏像^{もくぞうしんぞう ぶつぞう}（県指定重要文化財）【3.7%】
11. 両岩の小浮立^{もろいわ こ ぶりゅう}（県指定重要無形民俗文化財）【9.1%】
12. 唐泉山の椎の天然林^{とうせんざん しい}（県指定天然記念物）【9.7%】
13. 明治初期の本村地籍図^{ほんむら ち せきず}（市指定重要文化財）【1.1%】
14. 西山陶山社^{にしやまとうざんしゃ}（市指定史跡）【2.4%】
15. 天保5年銘の唐箕^{てん ほ めい とう み}（市指定重要有形民俗文化財）【0.6%】
16. 畦川内綾竹踊り^{あぜかわちのあやたけおど}（市指定重要無形民俗文化財）【2.3%】
17. 千室神社のクスノキ^{ち むろ}（市指定天然記念物）【5.8%】
18. どれも知らない 【14.2%】

【無回答 1.0%】

問7

あなたは、ここにあげる施設に行ったことがありますか。また知っていますか。
(①から⑥について、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。)

	何度も行っ たことがあ る	1、2度 行ったこと がある	知っている が行ったこ とはない	知らない	無回答
①嬉野市公会堂	【32.2%】	【33.0%】	【15.5%】	【17.7%】	【1.7%】
②嬉野市社会文化会館 (リパティ)	【8.7%】	【26.2%】	【42.5%】	【20.2%】	【2.4%】
③嬉野市体育館	【48.2%】	【28.9%】	【11.5%】	【8.5%】	【2.9%】
④嬉野市公民館 (塩田・嬉野・吉田)	【30.7%】	【26.3%】	【19.4%】	【20.9%】	【2.6%】
⑤嬉野市文化センター	【23.4%】	【17.3%】	【23.5%】	【33.0%】	【2.8%】
⑥楠風館 なんふうかん	【50.4%】	【18.0%】	【12.0%】	【18.1%】	【1.5%】

問8

嬉野市が「文化が盛んなまち」になるために、とくに大切だと思うことは
何ですか。(とくに大切だと思うものに3つまで○をつけてください。)

1. 市内で音楽会や^{てんらんかい}展覧会をたくさんおこなうこと 【31.7%】
 2. 市民が中心になって観光客や外国人と交流するイベントをおこなうこと 【48.6%】
 3. 市内の学校で^{すいそうがく}吹奏楽や合唱、^{えんげき}演劇などが盛んになること 【23.3%】
 4. 歴史のある古い建物や^{まち}町並みを保存してきれいにすること 【54.7%】
 5. 楽器や歌・ダンスの練習場所など市民が活動する環境が整っていること 【23.1%】
 6. 嬉野市の歴史や文化財について学習する人が増えること 【27.7%】
 7. 分からない 【13.9%】
- 【無回答 2.1%】

問9

嬉野市内で文化・芸術の鑑賞や活動をする上でのご要望・ご提案がありましたら、
ご自由にご記入ください。

〈自由意見〉
記述あり【87.9%】
記述なし【12.1%】

アンケートのご協力、ありがとうございました。

嬉野市文化振興基本計画

平成28年3月

発 行 佐賀県嬉野市
編 集 嬉野市市民福祉部文化・スポーツ振興課
〒849-1492
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
電話 0954-66-3111(代表) FAX 0954-66-3119(代表)
ホームページ <http://www.city.ureshino.lg.jp>

